

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT協定) 2.9.1に基づくものです。〕

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令」及び
「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」の一部改正について

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部改正について
2. 対象品目
液化石油ガス器具等及び特定液化石油ガス器具等
3. 趣旨及び目的
携帯用液化石油ガス用バーナーを「液化石油ガス器具等」及び「特定液化石油ガス機器等」に規定するとともに、満たすべき技術基準を定める。
4. 公布予定
令和6年12月
5. 施行予定
令和7年2月（経過措置期間1年）
6. 意見提出先
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課
TEL 03-3501-4707（内線 4301）
7. 意見提出期限
WTO・TBT通報から60日後